

串間市青少年育成市民会議からのお知らせ

串間市青少年育成市民会議では、「青少年を伸ばす運動」を下記のとおり推進しています。地域の皆様のご協力をお願いいたします。

平成29年「冬の青少年を伸ばす運動」及び
平成30年「春の青少年を伸ばす運動」実施要領

1 目 的

この運動は、「青少年を伸ばす運動」の一環として、冬・春休み期間を中心に実施するものです。

開放感などから気持ちが緩みがちとなり、生活が不規則になるなど非行を誘発しやすいこの時期、青少年が自ら規律ある生活を送り、地域での様々なふれあいを通して心豊かに成長するよう関係機関・団体及び県民が一体となった地域ぐるみの運動をすすめ、青少年の健全育成を図るものです。

2 実施予定期間

「冬の青少年を伸ばす運動」

平成29年12月20日（水） ～ 平成30年1月10日（水）

「春の青少年を伸ばす運動」

平成30年 3月15日（木） ～ 平成30年4月10日（火）

3 主 唱

宮崎県

宮崎県教育委員会

宮崎県警察本部

公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議

4 実施重点事項

(1) 共感（共遊・共食・共話・共汗・共働）活動の実践

① 家庭は、青少年にとって、生活の基盤であり、心にやすらぎを与え、明日への英気を養う場であるとともに、その人格形成の基礎をつくる最も重要な社会環境です。家族で過ごす機会が増えるこの時期に、家庭の役割について家族で話し合しましょう。

② 親子で一緒に掃除をしたり、野外活動をしたり、スポーツを楽しんだりするなどの活動をとおして、親と子の対話の機会を増やし信頼やきずなを深め、あたたかい家庭づくりに努めましょう。

(2) ボランティア活動など多様な社会参加活動の促進

ボランティア活動や青少年団体活動など、社会参加活動への参加を促進することは、青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立性や社会性を身に付けていくうえで、極めて有意義であるとともに、郷土への愛着をはぐくみ社会に貢献していくことが期待されます。

そこで、地域で過ごす機会が増える子どもたちに、気軽に参加できる活動(地域での行事や花壇の植栽などのボランティア活動への参加等)の場の提供に努め、思いやりや、助け合い、協同、奉仕などの心を身につかせましょう。

(3) 「大人が変われば、子どもも変わる」運動の実践

犯罪や非行が多発するなど、子どもたちをめぐる問題が深刻になっています。

「子どもは、社会を映す鏡」そんな考え方に立ってみると、私たち大人の方から、先にしなければならぬことがたくさんあるのではないのでしょうか。

そこで、次の活動を実践しましょう。

ア 大人が子どもの手本となりましょう。

- ・ 歩きタバコ、タバコのポイ捨てや交通ルール違反をやめましょう。
- ・ 私たち大人が社会のルールを守り、子どもたちに示しましょう。

イ 地域の子どもたちに目を向け、温かい声をかけましょう。

- ・ 子どもたちに「おはよう」、「こんにちは」と積極的に声をかけましょう。
- ・ そして、良い行いを目にした時は、褒めましょう。
- ・ 危険な遊びやルール違反を目にしたときは注意しましょう。

(4) 事故等の防止

休み期間中は気持ちが緩みがちとなり、子どもたちが事故に巻き込まれる危険性が増します。事故防止に万全を期しましょう。

ア 交通事故等の防止

子どもの飛び出し、自転車のスマートフォンを操作しながらの運転・無灯火・二人乗り、無免許運転などの防止に努めましょう。

イ 火災等の防止

マッチ・ライターなどの管理には万全を期し、子どもの火遊びを防ぎましょう。地区内に、子どもたちが自由に入出入りできるような空き家や倉庫等がないか、再点検しましょう。

ウ 子どもが被害者となる犯罪等（強制わいせつ・声かけ事案等）の未然防止
全国的に子どもに対する強制わいせつ・声かけ事案等が発生しています。
子どもへの注意喚起を行うとともに、通学中の子どもや公園等で遊ぶ子ども
たちを地域一体となって見守りましょう。地域内に、不審者が潜むような場所
はないか、地域のみんなで気をつけましょう。

(5) **非行(万引き等の犯罪)や不良行為(飲酒、喫煙、深夜はいかい等)の防止**

本県の少年非行は、減少傾向にあるものの凶悪犯罪の発生も見られ、全国的には大麻や覚せい剤の使用も増加傾向にあることから、依然として予断を許さない状況にあります。

この時期は、自由に行動できる時間が増えるので、言動や持ち物、友人関係など、子どもたちの身の回りの変化に注意を払い、非行化のサインを見逃さないよう努めるとともに、地域の実情に応じた防止活動を推進しましょう。

ア 万引きの防止

万引きは、依然として少年非行の主流を占めています。「万引きをしない、させない、許さない」の三ない運動を地域ぐるみで推進しましょう。

イ 飲酒・喫煙の防止

進級や進学、卒業等で気が緩みがちとなり、子どもたちが飲酒や喫煙に関心をもつことが心配されます。

また、子どもたちが自動販売機でアルコール飲料やタバコを買うのを目撃したら注意するとともに、コンビニ等に対し販売に際しての年齢確認の徹底を求めるなど、地域ぐるみで取り組みましょう。

ウ 深夜はいかいの防止

家庭で帰宅時間を設定し、守らせるとともに、夜中にむやみに外出したり無断外泊をしないよう注意しましょう。

また、友だちの家に泊まると言った場合には、必ず、相手の親に確認をとりましょう。

(参考)宮崎県青少年健全育成条例－抜粋－

(深夜外出の制限)

第20条 保護者は、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又はその同意を得た場合その他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、青少年を同伴し、又は青少年が帰宅の意思表示をしているにもかかわらず、これを翻意させ、若しくは制止してはならない。

エ 薬物乱用の防止

大麻や覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の危険性を説明し「ダメ。ゼッタイ。」
運動を推進しましょう。

オ 暴走行為の禁止

「しない、させない、見に行かない」運動を推進しましょう。

(6)

有害環境の浄化推進

青少年を取り巻く社会環境は、青少年の人格形成に強い影響を及ぼしますが、とりわけ性的感情を著しく刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するおそれのある出版物やDVD、ゲームソフト等は非行の誘因となるおそれがあります。

情報通信機器の発達やインターネット等の一般化により、青少年による有害情報へのアクセスやインターネットリテラシーの低下が懸念されるほか、最近では、コミュニティサイトに起因した事件が増加しており、青少年がその被害者の大半を占めるなど大きな社会問題となっています。

そこで、次の活動を実践しましょう。

ア 青少年が使用する携帯電話等にフィルタリングの普及を図りましょう。

青少年の卒業入学、進級による携帯電話の購入・買替時期において、フィルタリング普及を重点的に取り組みましょう。

イ インターネットの正しい使い方について、子どもと話をしましょう。

特に、中高生に対しては、個人情報公開することの危険性を教え、ネット上で知り合った見知らぬ人と会わないように指導しましょう。

ウ 子どもたちを犯罪から守りましょう。

地域内に、子どもたちを誘惑したり、犯罪に巻き込むおそれのあるような場所はないか、地域の環境を再点検しましょう。

エ 青少年に有害な図書等を「読まない・見せない・売らない」の三ない運動を推進しましょう。

オ 有害図書類自動販売機の三ない運動を推進しましょう。

- ・ 設置場所を「貸さない」（売らない）
- ・ 自動販売機を「置かせない」（地域ぐるみで）
- ・ 有害図書を「買わない」

(7)

規律ある生活習慣

休み期間中は生活が不規則になりがちなので、規則正しい生活をさせましょう。

5 実施の方法

市町村や団体など関係機関では、それぞれの機能、特性を生かした計画を作成し、地域ごとの「冬・春の青少年を伸ばす運動」を実施しましょう。